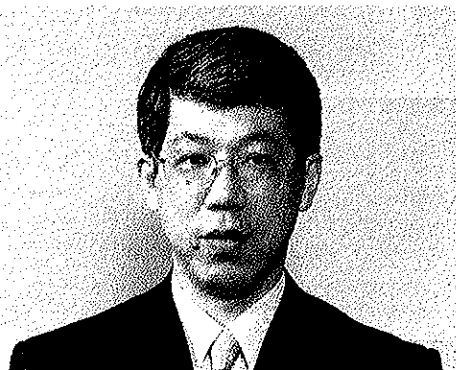


TEL 095-825-1132
FAX 095-827-3658
E-mail info@nagatakaikai.co.jp
URL <http://www.nagatakaikai.co.jp/>

社員紹介コーナー

〔 今月号でご紹介する社員は、小野晃です。 〕

入社して15年目になりました。会社の居心地が良いのか？体重とお腹周りが順調に成長してきました。仕事のスキルも同じように成長していくよう頑張ります。



小野 晃
入社15年目

社員よりのコメント

野田：人あたりがとても優しい方で、お客様からも職員からも大人気です。豊富な知識と経験で、瞬時に的確なアドバイスをされる姿は、私の目標となっています。お酒の好きな、頼れる先輩です。また誘ってください。

瀬川：温厚な人柄で、難しい仕事も涼しい顔をしてこなしてしまう頼れる上司であり、奥様と娘さんの話を楽しそうにしてくれる、良き家庭人でもある輝く中年の星（！）です。お酒もたいへん強いのですが、道で寝るのはキケンなのでやめて下さい。

小方：人あたりが良く、わからないことを聞きにいくと丁寧にわかりやすく教えてくださる、優しく頼れる課長です。私の至らない点をフォローしていただき、とてもお世話になっています。

セミナーのご報告

去る12月16日、弊社4階セミナー室において、不況に対処する経営改善セミナーを開催し、講師は弊社代表の永田が担当しました。

セミナーの冒頭では、ハリウッド映画のプロデューサーがある映画への投資をどう考えたらよいかという例題が出され、その後、不況期にはお金を回すことを重視した経営（キャッシュ・フロー経営）が特に重要であるということで、どうすればお金が回るのか、在庫と売掛金のリスク、効果の出る改善手法など、約2時間をかけて解説し、参加されたお客様は皆さん熱心に受講されていました。

税制改正緊急セミナーのお知らせ

相続税増税、法人税減税という今年度の大幅な税制改正の概要とその対策の緊急セミナーを開催いたします。

日時 平成23年2月8日（火）
13:30～16:00

場所 永田会計ビル4F セミナー室

講師 税理士 永田 吉朗

詳しくは改めてご案内いたします。

平成23年度相続税の改正について

● 相続税の改正で大幅増税に！！

今回の税制改正によりこれまで相続税を納める必要のなかった方でも納税が必要になる場合が出てきます。

相続人が配偶者と子ども1名の場合財産総額が7,000万円まで税額がかかりませんでした。改正後は4,200万円を超えると相続税の申告が必要になります。

今まで相続税は自分に関係がないと思われていた方も対策を考える必要が出てきました。

(1) 課税対象の拡大

① 基礎控除の引き下げ

【現行】 $5,000\text{万円} + \text{法定相続人の数} \times 1,000\text{万円}$



【改正】 $3,000\text{万円} + \text{法定相続人の数} \times 600\text{万円}$

⇨ 基礎控除額の40%引き下げ

② 死亡保険金に係る非課税限度額の改正

【現行】 $500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$



【改正】 $500\text{万円} \times \text{一定の要件に該当する法定相続人の数}$

※一定の要件

未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者



(2) 相続税率の変更

高額な遺産取得者を中心とした、税率の見直しとともに、最高税率の引き上げを実施しています。

法定相続分の課税価格	現行	改正案
1,000万円以下	10%	
1,000万円超3,000万円以下	15%	
3,000万円超5,000万円以下	20%	
5,000万円超1億円以下	30%	
1億円超2億円以下	40%	40%
2億円超3億円以下		45%
3億円超6億円以下	50%	50%
6億円超		55%

(3) 適用時期

上記の改正は、平成23年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

